

障がい者スポーツの普及促進をめざして

- 1 スポーツに出会う機会が十分に提供され、誰もがスポーツを始めることができる
- 2 適切な訓練や運動をすることで、意欲がわき、充実した日常生活を送ることができる
- 3 スポーツする場所を自分で選び、継続して健康増進や競技力向上に取り組むことができる
- 4 目標に向け、競技力を向上させ、各種競技大会に参加し、達成感を得ることができる
- 5 様々な場で障がい者スポーツを知ることができ、見たり、応援したりすることができる
- 6 必要な技術や知識が適切に提供され、障がい者スポーツを支える人が増える

障がいのある人の日常生活が充実し、社会参加と自立が促進される
障がいや障がいのある人への理解が促進し、共生社会が実現される

~~「第2期スポーツ基本計画より」~~

- スポーツ基本法「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」
- スポーツを「する」ことでみんなが楽しさ、喜びを得られ、継続してスポーツを「する」ことで、勇気、自尊心、友情などの価値を実感するとともに、自らも成長し、心身の健康増進や生きがいに満ちた生き方を実現していくことができる。
- スポーツを「みる（応援する）」ことで、極限を迫及するアスリートの姿に感動し、人生の活力が得られ、一生懸命応援することでスポーツを「する」人の力になる。
- また、スポーツを「ささえる」ことで、多くの人々が交わり共感し合うことにより、絆が強くなる。
- スポーツを「する」「みる」「ささえる」ことで、みんながスポーツの価値を享受
- 国民の誰もが各々の年代や関心、適性等に応じて日常的にスポーツに親しむ機会を充実する。
- 障がいのある人をはじめ配慮が必要な多様な人々がスポーツを通じて社会参画することができるよう、社会全体で積極的に環境を整備することにより、人々の意識が変わり、共生社会が実現されることをめざす。